

蒲生俊文小伝

堀 口 良 一

目 次

はじめに

- 1 前史1883-1911年
- 2 東京電気時代1911-1924年
- 3 産業福利時代1924-1945年
- 4 戦後1945-1966年

おわりに

謝 辞

文 献

付 記

はじめに

蒲生俊文がもうとしぶみ（1883-1966年）は日本の安全運動史において最初に想起されるべき人物である。しかし、彼についての本格的な伝記は、まだ書かれていない。実際、いくつかの短い評伝などがあるが、これらは彼の生涯を詳しく辿ったものではない。

本稿では、こうした欠落を多少とも補う作業として、蒲生俊文の伝記を安全運動史との関わりにおいて略述する。すでに小論「蒲生俊文と安全運動」（堀口良一 2002）において彼の生涯について触れたことがあるが、以下では、その後の調査で明らかになった点を含め、彼が安全運動を開始するまでの前半生も含めて述べてみたい。

小伝について記述する前に、過去に書かれた蒲生の評伝に関する資料に

ついて整理しておきたい。

まず、蒲生自身は自伝を著していないが、

- (1) 履歴書3通
- (2) 辞令各種

が残されている。ともに、堀口良一（2010）で紹介している。

次に蒲生の近親者が彼の略歴を書き留めている。年代順に並べれば、以下のとおりである。

- (3) 「先生の人となり」1930年
- (4) 「墓誌」1967年
- (5) 「蒲生俊文、人と生涯」1977年

(3)は蒲生俊文が存命中に俊文の親族である芦野太藏が書いたもので、彼が編集・発行した『安全の闘将 蒲生俊文先生』（1930年、非売品）のなかに「先生の人となり」（22-24頁）として収められている。「先生の人となり」は、堀口良一（2011a: 65-67）に全文を掲載しているので、参照されたい。

(4)は俊文の長男・俊仁が作成したもので、俊文の一回忌の際に建立する予定であった墓誌の文案として作成されたが、実際には何らかの事情で墓誌は建てられなかった。その全文は堀口良一（2011b: 72-73）を参照されたい。

(5)は、保険六法新聞社編集・発行『週刊保険六法』の記事「蒲生俊文、人と生涯」（1977年6月17日、607号、5頁）である。この記事は末尾で、「蒲生俊文の長男俊仁氏ら関係者の話と、中災防編「日本の安全衛生運動」を参考にしてまとめました」と断っているように、名目上の執筆者は記者ではあるが、記述内容について俊仁に負うところが少なくない。なお、文中の「日本の安全衛生運動」は、中央労働災害防止協会編集・発行『日本の安全衛生運動——五十年の回顧と展望』1971年を指す。同記事は現在入

手が困難であるが、堀口良一（2011d: 63-68）に、その全文を掲載しているので、参照されたい。

3番目に、人名事典における記述として唯一のものと思われるが、次のものがある。

- (6) 『大衆人事録 東京篇 第十四版』（谷元二編、帝国秘密探偵社）
に登載された「蒲生俊文」の項目、1942年
ここには、次のように記されている（谷元二 1987：293）。

蒲生俊文 協調会常務理事 産業福利部長 杉並区馬橋一ノ九 電中
野六二二二【閲歴】岐阜県俊孝長男明治十六年四月九日生同四十年
東大政治科卒業東京電気庶務課長産業福利協会常務理事を経て昭和十
二年五月現職就任 宗教浄土宗 趣味読書和歌俳句【家庭】妻純子
（明二二）鹿兒島県長谷場源四郎二女神戸女学院卒 長男俊仁（大一
〇） 二女智恵子（昭元）

蒲生は1942年発行の『大衆人事録』では「協調会常務理事 産業福利部長」となっており、辞令と照らし合わせると、それは1937年4月30日であることが判明する（堀口良一 2010：136-137）。また、1942年の段階では、蒲生は大日本産業報国会に移り労務局安全部長や理事を務めていた（堀口良一 2010：137-138）ことから、『大衆人事録』の記載内容は、それ以前の版のものを踏襲したようである。

4番目に、筆者が著したものとして、次のものがある。

- (7) 「蒲生俊文と安全運動」、2002年
(8) 「蒲生俊文の著作目録」、2011年

(7)は蒲生の伝記が主題ではないが、それを部分的に含む論文である（堀口良一 2002）。(8)は伝記ではないが、彼の著作物を一覧表にしたもので、

網羅的ではないが現段階では唯一の目録である（堀口良一 2011c）。

最後に、蒲生の伝記が主題ではないが、次の文献が部分的に彼に言及している。

- (9) 全日本産業安全連合会編集・発行『安全運動のあゆみ』1963年
- (10) 中央労働災害防止協会編集・発行『日本の安全衛生運動——50年の回顧と展望』1971年
- (11) 中央労働災害防止協会編集・発行『安全衛生運動史——労働保護から快適職場への七〇年』1984年
- (12) 鎌形剛三編著『エピソード安全衛生運動史』中央労働災害防止協会、2001年

(1)から(12)は、本格的な伝記がないなかで、蒲生の生涯を知る手がかりとなる貴重な資料である。とくに、(3)「先生の人となり」、(4)「墓誌」および(5)「蒲生俊文、人と生涯」は、蒲生の近親者だけが身近に知りえた事柄を含んでいる。本稿では、将来、より詳細な伝記が書かれるときの参考となるよう、現段階で解明できた事実を記録しておきたい。

本稿の小伝は、蒲生が安全運動を始める出発点となった東京電気株式会社に入社する1911年から実質的に戦前期安全運動が幕を閉じる1941年までの約30年間を中心に、次の4つの時期に分けて記述する。

- 1 前史1883-1911年——東京電気で安全運動を始める以前の時期
- 2 東京電気時代1911-1924年——東京電気における社内安全運動および安全第一協会等を拠点とした安全運動に取り組んだ時期
- 3 産業福利時代1924-1945年——東京電気退社以降、敗戦に至るまで、社会局、協調会、大日本産業報国会で安全運動に取り組んだ時期
- 4 戦後1945-1966年——公職追放後、晩年に至るまで個人の立場で安全運動に携わった時期

なお、以下の引用文中で使われている〔 〕は、引用者による注記を示す。

1 前史1883-1911年——誕生から安全運動へ

蒲生俊文は日本の安全運動における先駆者の一人であり、その思想と運動において最も重要な影響を及ぼした人物である。彼が安全運動を主導した時期は2つに大別できる。一つは東京電気株式会社に勤務（1911年12月23日～1923年11月30日および囑託として1923年12月1日～1924年3月31日）しながら、社内の安全運動と並行して、社会運動としての安全運動を安全第一協会（1917年設立）などを拠点に推進していた時期（以下、「東京電気時代」と呼ぶ）である。他は、産業福利協会および協調会産業福利部を拠点に労働災害防止運動を中心とする安全運動に取り組んだ時期（以下、「産業福利時代」と呼ぶ）である。産業福利協会は当初、内務省社会局の外郭団体として1925年11月に設立され、1929年の財団法人への移行を経て、1936年4月の協調会への合併により協調会産業福利部へと名称を変えるが、その後も機関誌『産業福利』が発行され続け、実質的に、蒲生を中心とする体制が維持されていたことから、1925年11月の社会局産業福利部設立から1941年3月の協調会産業福利部の廃止に至る全過程を一つの連続した活動と見なすことができる。また、1941年4月から敗戦に至る時期は安全運動が形骸化していたとはいえ、引き続き『産業福利』が発行されていたので、以下では産業福利時代に含める。

蒲生が主導した安全運動が実際に成果をあげていた約30年間の時期は、1923年9月に起きた関東大震災を境に、その前の12年とその後の18年に区分することができる。ここで関東大震災を持ち出したのは便宜上の理由からではない。彼は、この震災の結果、安全運動の拠点を産業福利協会に移

すことになるからである。それは、1921年に理解ある上司・新莊吉生^{しんじょうよしお} (1873-1921年)の病死(東芝 n.d.)に続いて、東京電気で彼の安全運動を支えてきた多くの仲間を震災で失ったことや(蒲生俊文 1959:152)、安全第一協会の流れを汲む安全運動が低迷し衰退していたことにより、東京電気時代の安全運動の続行を困難にしたからである。

ここでは、まず彼が安全運動に初めて取り組みはじめる拠点となった東京電気株式会社に就職する1911年以前の時期について概観しておこう。

「墓誌」によれば、「父〔蒲生俊文〕ハ明治十六年四月九日野州宇都宮ニ生ル。〔…〕昭和四十一年九月九日遂ニ魂魄天ニ帰ス嗚呼。享年八十三歳」(堀口良一 2011b:72)とある。蒲生は1883年4月9日に生まれたことは本人の履歴書でも確認できるが(堀口良一 2010:102)、出生地は現在の栃木県宇都宮市で、当時は町村制が施行される1889年以前であったため、地名としての宇都宮町あるいは単に宇都宮と呼ばれていた(宇都宮市史編さん委員会 1980:126)。それは彼の父・俊孝が裁判官として宇都宮治安裁判所判事補長を務めていたからである(彦根正三 1884)。

しかし、戸籍は岐阜県大野郡高山町大字三町九百二十二番地で(堀口良一 2010:102)、現在の高山市にあった。俊文自身、墓参などで戸籍地を訪ねた可能性は否定できないものの、そこに住んだ形跡は見当たらない。父・俊孝が高山を去ってから高山には先祖の墓だけが残された。その墓は、真宗高山別院の墓地にある(堀口良一 2011b:71)。俊文の父・俊孝まで蒲生家は高山で暮らし、そこに骨を埋めてきたからである。「墓誌」の記すところによれば、俊文の父から遡ること4代、つまり曾祖父に当たる蒲生秀俊が高山に活動の拠点を移した最初の人物である。そして、秀俊から百年ほど蒲生家は高山で生計を営んできた。

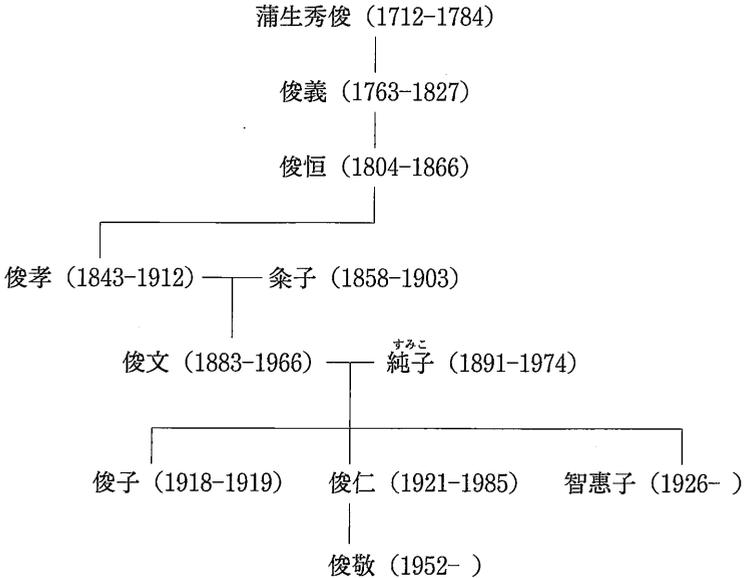
俊文の長男・俊仁が作成した「墓誌」に拠れば、蒲生家の系図は次のとおりである。なお、□は一字アキを示す。

蒲生氏ノ近州蒲生郡ニ據ル初メハマコトニ悠久ノ古ヘニシテ、古事記ニ伝ヘテ曰ク、□天照大御神ノ御子天津日子根命ハ蒲生稻寸ノ祖ナリト。サレド中世以降武門ノ故ヲ以テ秀郷流藤原氏ヲ称ス。蒲生俊賢ハ現存系図ノ太祖ニシテ源頼朝ト世ヲ同フス。一時家運大イニ興リテ五大諸侯ニ列セラルルモ徳川氏ノ世トナリテ家ハ改易、一族離散、飛州高山ニ隱棲セルヲ蒲生大藏秀俊ト称ス。(堀口良一 2011b: 72)

この一文によれば、蒲生家の祖先は天照大御神の子である天津日子根^{あまつひこののみこと}命だとされている。また、「近州蒲生郡」は、現在も滋賀県蒲生郡（日野町と竜王町から成る）として地名を残している。ただ、直接辿ることができる祖先は「現存系図ノ太祖」として蒲生俊賢に遡るとしている。俊賢から秀俊に至る系図の詳細は判然としないものの、芦野太藏によれば、秀郷の子孫である蒲生氏郷がこの系図のなかにいるという（堀口良一 2011a: 66）。氏郷（1556-95）は近江国日野城主で織田信長に仕えた賢秀（1534-84）の子で、織田信長に次いで豊臣秀吉に仕えて戦功をたてただけでなく、歌や茶にも親しんだ「文武兼備の器量人」として知られ、またキリスト教信者でもあった（三省堂編修所 1993: 363）。秀郷から氏郷に至る系図は詳らかでないが、蒲生俊文は、滋賀県日野町に建てられた氏郷の銅像の前で写真を撮っており、氏郷を慕い、親近感を持っていたようである。俊文自身、仕事も趣味（短歌、俳句、絵画など）も兼ね備えた「文武兼備の器量人」であり、また後述するようにキリスト教にも親しんでいたので、自分の姿を氏郷に重ね合わせていたのであろう。

いずれにせよ、戦乱の時代を経て、徳川時代に入り「家ハ改易、一族離散、飛州高山ニ隱棲セルヲ蒲生大藏秀俊ト称ス」ことになった時点から、岐阜の高山に4代にわたり暮らし続けた。そして、高山に移った蒲生秀俊以降の家系図は、次のとおりである。

家系図



高山に移った蒲生家の4代目に当たる俊孝は、「岐阜県高山の酒造の家
の出」(堀口良一 2011d: 64)で、「裁判官・弁護士。高山町大字三町生ま
れ。明治2年上京し森春濤の門弟となって法律を学ぶ。宇都宮、土浦、鶴
岡などの裁判所に勤務」(飛騨人物事典編纂室 2000: 81)とされている。
俊孝が酒造を営んでいた事実は『高山市史』では確認できないが(高山市
1981: 946-955)、近親者の話では、俊孝は上京に際し、家業を原田家に嫁
いだ妹夫婦に任せ、現在、原田酒造場(高山市)に引き継がれているとい
う。また、明治2年、つまり1869年に青年俊孝は理由はわからないが家業
を継がずに東京に出て森春濤しゅんとうに弟子入りする。春濤(1818-1888年)は漢
詩人で『春濤詩鈔』などを残した明治期の著名な詩人の一人であるが、医

家の出ではあったが、法律とは無縁であった（三省堂編纂所 1993：1256）。したがって、俊孝がどのようにして「法律を学ぶ」ことになったかは明らかでないが、裁判官として勤務した事実は確認できる（彦根正三 1884）。

蒲生俊文自身が記した父俊孝についての一文「先人を憶ふ」では、「森春濤氏の門弟となつて螢雪の苦を積んだことは度々話に聞いた、其後父は職を秋官に得宇都宮、土浦、水戸、下妻、龍ヶ崎、鶴岡、新莊〔庄〕等の裁判所を転任したのであつた、新莊〔庄〕の裁判所を終りとして宮城控訴院判事に任ぜられてやがて退職になつた、晩年は弁護士を業として居た」と語っている（蒲生俊文 1927）。裁判官としての俊孝は「地方の裁判官で一生を終えたが、不正を許せぬ性格から世故にとり入ろうとしなかった」（堀口良一 2011d: 64）といわれているが、俊文は具体的に次のように語っている。

私は詳しくは知らないが龍ヶ崎の裁判所に居た時代に何か事件が有つて父は其判事であつた、処が父の裁判に対して或関〔干〕渉が来たので父は憤然として我は陛下の御名に於て裁判を為すのであつて何人の制〔掣〕肘も受けないと言ふて断固之を排してしまつた、父が鶴岡の裁判所へ転勤させられたのは其結果の左遷であつたのだと私は叔父に聞いたことがある、父に有りそうな事だと思つた、従つて所謂泳ぐと言ふやうな事は全然不得手であつた（蒲生俊文 1927）

俊孝の最初の任官は、史料として確認できるものは宇都宮治安裁判所判事補長であるが、それは1882年または1883年のことである（彦根正三 1884）。その後、20年少しの間、判事生活を送るが、裁判官として職に就いたのは遅く中年期に入っていた。しかし、俊孝は定職を得て所帯を持ち、「五男五女」（堀口良一 2011d: 64）に恵まれ、長男・俊文が1883年4月9日に生

まれる。

俊文の学齢期は、父の赴任先が変わるごとに各地の学校を転々とした。実際、父の赴任地に従って、茨城県下妻尋常小学校、同県龍ヶ崎高等小学校と進む（堀口良一 2010: 102）。そして、同校を修了した1895年3月から山形県荘内中学校の4学年に転校する1898年9月までの3年半は、「一時親戚の家へあずけられ」（堀口良一 2011d: 64）、東京市の私立錦城中学校に学ぶ（堀口良一 2010: 102）。再び、「父の転任先き山形へ移り」、荘内中学校を卒業した年の7月、「父の赴任先の仙台にあった二高へ」進学する（堀口良一 2011d: 64）。

二高、すなわち第二高等学校（現、東北大学）では英法科に進み、「語学が好きで、独語はトップの成績、ラテン語、英語にも通曉」（堀口良一 2011d: 64）したという。二高時代の青年俊文は「夙に基教宣教師「ブラッドショウ」嬢に親んで基教の生活を送り」（堀口良一 2011a: 66）、聖書を読み、キリスト教に身近に接する機会を得る。洗礼を受けたか否かは明らかでないものの、青年俊文のキリスト教との出会いは、のちに東京電気時代のときYWCAの「ミセス、ウッド」の言葉に促され、安全運動に専心することになった重要な背景として無視できない要因の一つであろう（蒲生俊文 1959: 152）。

さらに、1903年9月に進学した東京帝国大学法科大学政治学科では、「仏教の説に親しみ、爾来宗教的修練漸く深く」（堀口良一 2011a: 66）なったという。俊文の信仰は浄土真宗（真宗大谷派）にあったが、それは「父母の信仰の賜」であると次のように語っている。

父は又篤信な真宗の信徒であつた、朝夕に自ら香花を手向けて仏壇に参詣して居つた、私が今日信仰に生きるのは亡父母の信仰の賜であると感謝して居るのである。（蒲生俊文 1927）

しかし、浄土真宗を信仰する俊文は、前述したようにキリスト教に親しむとともに、「建長寺派管長菅原曇華老師は実に先生〔俊文〕に対し最も強き印象を与へたる老先覚である」（堀口良一 2011a: 66）とあり、禪宗からも感化を受けていた。

また、俊文は信仰と並んで、その実直な気質を父から受け継いだ。俊文は、上に引用した彼の一文に続けて、「従つて父は^{まが}枉つた事、良心の許さぬ事は一切実行しないものであつた」（蒲生俊文 1927）（傍点・ルビ引用者）と書いているが、それは父・俊孝が「篤信な真宗の信徒」であったことが「枉つた事」を許さぬ態度を付与したとも解釈できる。これに関連して、俊文は次のような父の思い出を書き留めている。

晩年父は私に語つて曰く、「己の仲間には己の運命までも奪つて行くかと思ふ程ドシドシ出世して行く者もあつたが、皆精神的煩悶^{はんもん}に病を得たりなどして早く世を去つてしまつた、己は出世をしなかつたが、今日まで無事に長らへて居る、今になつて過去を顧みるのに疾しい^{やま}事は一つもない、誠に心の中がすがすがしいことは己の誇りだ、己は晩年に至つて誠に心が安らかである」と、私は此点に於て父に敬服して居る（蒲生俊文 1927）（ルビ引用者）

「枉つた事」を嫌う父を「敬服」していた俊文も、自分の人生において不正を嫌い、良心に恥じることない生き方を貫いた。この姿勢は、信仰の中から生じたとともに、「枉つた事は^{まが}大嫌ひであつた」（蒲生俊文 1927）父の生き方からも影響を受けたと考えられる。

1907年7月に大学を卒業したあと、俊文は官吏や大企業の管理職などの当時の法学士に期待された職種に直ちに就かなかつた。辞令によれば、卒業後、半年以上経った1908年3月2日に東京市事務員になるが（堀口良一

2010：117)、理由は定かではないが、間もなく同月13日に統監府属兼大蔵属に就き、同月28日に東京市事務員を辞めたあと、1909年5月までの1年2か月の間、統監府属兼大蔵属の身分で在職していた(堀口良一 2010：104, 121)。属という身分は、文官高等試験を経て高等官(親任官、勅任官、奏任官)を目指す法学士、すなわち帝国大学法科大学卒業者にとって、長く身を置く地位ではなく、一時的な職位に過ぎなかった。蒲生は官吏を目指して試験準備に励んでいたのかもしれない。

しかし、彼は官界へは進まず、結局、1909年5月に退職するに至る(堀口良一 2010：104)。そして、1911年12月に東京電気に就職するまでの2年以上は無職の状態にあった。官吏の道を選ばなかったのは「役所務めが膚に合わず」(2011d: 65)ということがあったという。しかし、「本人は文学が好きだったが、法曹会〔界〕にいた父の意向で法学部〔法科大学〕に学んだ」(2011d: 64-65)という俊文が、大学卒業後、2年も経たないうちに勤め先を辞めたのには深刻な事情があったに違いない。なぜなら、父・俊孝は当時、裁判所を退職したあと弁護士を続けていたが、すでに60歳代の老齢であった。また、母が1903年に亡くなったあとの蒲生家は多くの兄弟姉妹を抱え、長男・俊文への期待は大きかったからである。単に「役所務めが膚に合わず」という事情だけでは説明できない何らかの深刻な事情が推測される。大学卒業ののち最初に職に就くまでの約7か月の空白期間と度支部事務嘱託を依頼退職したのち東京電気に就職するまでの約2年7か月の空白期間のうち、説明が困難なのは後者のほうである。前者は文官高等試験の準備という説明が可能かもしれないが、後者は「役所務めが膚に合わず」に辞めたのならば、短期間のうちに別の職に就いているはずである。しかし、そうならなかった。なぜであろうか。

筆者の推測であるが、それは、「若き時病に罹り医師は残余一二年の生命を告げた」(蒲生俊文 1959：156)という事情と関係があったのではない

だろうか。病名は明らかにしていないが、結核であった可能性も考えられる。期待されていた長男が官職を辞し、かつ長期間、無職であったのは、単に「役所務めが膚に合わず」ということではなく、突然、彼を襲った病——それも、余命「一二年の生命」と宣告されるような重篤な病——こそ、その本当の理由ではなかろうか。

幸い青年俊文は死に直面した危機的な状況を脱し、さらに1911年12月の東京電気株式会社への入社で、自らの活路を見出すことができた。この入社は、同社の技師長であった新莊吉生が要請したのであった（俊文の二女・山本智恵子氏への2007年8月4日の聴き取りによる）。新莊との接点は詳しくはわからないが、この両者の出会いは日本の安全運動史上、決定的な意味を有することは以下で述べるとおりである。

2 東京電気時代1911-1924年——東京電気社内安全運動と安全第一協会

東京電気株式会社は合資会社白熱舎（1890年創業）を起源とする電球の製造販売企業で、1899年に社名変更により東京電気株式会社となり、さらに1939年に田中製造所（1875年創業）の後身企業である株式会社芝浦製作所との合併により、東京芝浦電気株式会社、そして1984年に東芝株式会社へ社名変更し現在に至っている（東京芝浦電気株式会社 1977：649-662）。

白熱舎の創業者の一人で当時社長であった藤岡市助（1857-1916年）は、社の生産体制を整備し拡大させるため、1899年に新莊吉生を技師長兼電球製造部長として招き入れ（東京芝浦電気株式会社総合企画部社史編纂室 1963：13）、また、1908年の川崎工場（神奈川県橘樹郡御幸村、現・神奈川県川崎市幸区堀川町）および1911年の大井工場（東京府荏原郡大井町、現・東京都品川区大井町）の建設（東京芝浦電気株式会社 1977：26-28）に着手するなど、増産体制へ準備を進めていた。このため、東京電気は

「明治の末から大正の初めにかけての営業成績は、まさに画期的な飛躍を遂げ」（東京芝浦電気株式会社 1977：28）、それにともなって従業員数も1904年から1914年までの10年間に138人から2,102人へと約15倍の伸びを示している。このうち工員に限定すれば1904年の123人から1914年の1,745人へと約14倍の増加となっている（東京芝浦電気株式会社 1977：624）。

東京電気は、こうした飛躍的な拡大基調のなかで、小規模で家族経営的な企業組織を大規模で近代的な企業組織へと転換を図る必要に迫られていた。とりわけ、従業員数の増加と経営合理化の動きは経営者側に労務管理の導入を促していた。そして、1911年12月に乞われて入社した蒲生俊文の任務は、「労務部長の様な仕事」（蒲生俊文 1959：150）と自ら語っているように、労務管理であった。もっとも、当時は労務管理の手法が模索されていたときであり、この時期に東京電気において労務管理を実践し、また後年、それに関する著書『S式労働管理法』（日東社、1926年）、『労働管理』（巖松堂書店、1928年）、『新労働管理』（保健衛生協会、1937年）などを書いている蒲生は、^{ヘンリッヒ}裴富吉によれば、日本の労務管理史において先駆者の一人と評価されている（裴富吉 1997：261-279）。

労務管理の必要性は、東京電気の固有の事情によるものだけではなかった。社内事情に加え、1911年3月に制定された工場法も無視できない。なぜなら、工場法は労働条件について定めるだけでなく、その第13条および第15条において、労働災害の予防および補償についても規定していたからである。労働者の労働条件や労働環境に配慮するためにも労務管理は必要であった。工場法の施行は1916年まで待たねばならないが、その施行が近く実施されることを見込んで、社内体制を整えていくことは経営者にとっての合理的な対応であった。1911年12月に決まった蒲生俊文の入社は、工場法への対応策であったといえる。

しかしながら、ただ単に労務管理の必要性から法学士を一人採用しただ

けのことであったならば、これが安全運動の出発点に結びつかなかったであろう。蒲生俊文の個性と彼の安全運動を支援する新莊吉生をはじめとする社内の理解と協力が重なり合うことによって安全運動が誕生したのである。次に、これについて述べてみたい。

蒲生俊文は彼が安全運動を始めた動機について次のように説明している。

偶々感電即死事件が発生した。けたゝましい電話の通知に急いで現場に行つた余は兎も角も遺族に人を走らせたのであつた。口から泡を吹き乍ら死んで行つた。高圧電流が左手から心臓を貫き流れたのであつた。未亡人が駆け付けて其死骸に取縋つて泣くより外に語は無かつた。余は只ゝ胸を打たれて自然に涙のにじみ出るのを禁じ得なかつた。余の安全運動は此の涙から出たものを言ふことが出来る。『さうだ！安全運動を猛然と起して彼等を助けよう』斯う言ふ心持ちであつた。
(蒲生俊文 1942：4)

蒲生は、これと同様の記述を、「日本に於ける我が安全運動と其哲学」(堀口良一 2011a: 59) や「吾が安全運動の思出」(蒲生俊文 1959：150) にも繰り返し残しているのも、それだけ心理的ショックが大きかったように思われる。

この「感電即死事件」は1914年に起きたと蒲生自身が語っているのも(蒲生俊文 1959：150)、この事故が直接の動機となって、「大正三年同社〔東京電気〕内ニ安全運動ヲ創設ス」(堀口良一 2010：113) と、直ちに安全運動を開始したことがわかる。この事故が起きた月は特定できないが、同年5月に結婚(蒲生純子 1975：25) していることを踏まえると、この事故が一般的な意味で悲劇であつたのではなく、事故で亡くなった職工と「其死骸に取縋つて泣くより外に語は無かつた」未亡人の姿を自分のこととし

て受け止めたのであろう。つまり、新婚家庭を持ったばかりの（あるいは、近く持つことになっている）自分の家庭を重ね合わせたとき、蒲生は、この悲劇を他人事ではなく、自分のことのように感じたのである。ここには、青年期に親しんだ「基督教の生活」から受けた影響を読み取ることもできる。彼が「只、胸を打たれて自然に涙のにじみ出るのを禁じ得なかつた」のは、キリスト教の隣人愛の精神と新しい家庭に対する家長としての責任感が彼のなかで結びついたからであらう。さらに、自らも「若き時病に罹り医師は残余一二年の生命を告げた」（蒲生俊文 1959：156）という辛い体験を味わい、また、慈しみ深い「慈母」（堀口良一 2011d：64）や敬愛する「嚴父」（堀口良一 2011d：64）の死に接することを通して、彼の死に対する想念が深化していたとも考えられる。

したがって、東京電気で彼が始めた安全運動は、彼自身が語っているように、この「涙」から始まった。そして、この社内の安全運動に深い理解を示し、惜しめない支援をしたのが上司の新莊吉生であった。

新莊は蒲生が入社した1911年当時は「技師長兼電球製造部長」（のち1913年に職制変更により「技師長兼工業部長」）で、1915年に「取締役」、1918年に「専務取締役副社長」と、創業者の藤岡の片腕として社を盛り立ててきた幹部社員で、藤岡亡き後の1919年以降は「専務取締役社長」に就き、名実ともに社のトップとして経営に関わっていた（東芝 n.d.）。蒲生は新莊のもとで安全運動に着手し、それを社内に根付かせていった。また、後述するように、新莊は部下の蒲生に対し、勤務しながら社外の安全運動である安全第一協会の活動に従事することも許し（中央労働災害防止協会 1984：42-43）、そのための支援（協会への寄付、機関誌への寄稿など）も惜しまなかった（機関誌『安全第一』の各号に賛助会員に東京電気の名が、特別会員に新莊の名が、さらに東京電気の広告が載っている）。

なお、鈴木文治（1885-1946年）は「労働者講話会」を三田四国町の日

本ユニテリアン教会の会堂である惟一館で1912年2月に始めていた（松尾尊兌 1993：53-55）。その場所は、蒲生が当初、勤務していたと思われる東京電気本社（三田四国町2番地第18号）のすぐ近くであった。東京電気本社は1913年に三田から川崎に移るが、三田本社時代の1911年に入社した蒲生は庶務課長として労務管理に携わっていた関係上、この「労働者講話会」のことを知っていれば、興味を示したであろう。二高に学んだ蒲生と仙台の近くで中学時代を過ごし二高の学生であった吉野作造（1878-1933年）と懇意であった鈴木は、のちに2年差違いではあるものの東京帝国大学法科大学政治学科に学び、学生時代に何らかの交流があったかもしれない。たとえ両者に交流がなかったとしても、蒲生が友愛会の機関誌『労働及産業』に寄稿するなど友愛会と近い関係にあったため、学生時代はともかく、東京電気時代に交流があったことを推測させる。また、東京電気での上司である新荘が「鈴木文治が組織した友愛会に名をつらね、労働問題に理解を示した進歩的な経営者であった」（中央労働災害防止協会 1984：42-43）という指摘もあり、実際、新荘も『労働及産業』に寄稿しているので、鈴木、蒲生、新荘の3者は身の置き場の違いこそあれ、労働者の境遇の改善に関心を寄せ、労働問題へそれぞれの立場で取り組んでいたことは間違いない。

東京電気における安全運動は、単に労働災害防止運動としてだけでなく、新荘の経営方針としておこなわれていた点に特徴があり、労務管理と一体となって実践されていた。蒲生は、これを「S式労働管理法」と呼び、高く評価している（蒲生俊文 1926）。Sは新荘の名前の頭文字を表わしている（堀口良一 2005：99-100）。この労働管理法（蒲生は労務管理より労働管理という語を好んで使っている）は、蒲生と新荘の合作として生み出された経営組織論で、両者の二人三脚によって実践されていたが、不幸にして1921年に新荘社長が他界したことで終止符を打つ。

蒲生が取り組み続けた安全運動は、単に社内におけるS式労働管理法の実践の一つであっただけでなく、この労働管理法を東京電気以外の場所でも実践していくことにあった。蒲生の言葉でいえば、「統一団体主義」の実践であった。この「統一団体」とは「有機的生命活動団体」（蒲生俊文 1942：92）とも言い換えられているが、それは工場を通じて労使双方が「一丸となり融合一体」（蒲生俊文 1942：95）となった団体を意味する。蒲生の巧みな例で説明するなら、「手と槌とが物を打つといふ共通目的に融合一体となつて始めてホントウの仕事が出来る」（蒲生俊文 1943：148）ように、労使は「工場を通じて相緊合する」（蒲生俊文 1942：93）のであり、「工場を離れて工場主も従業員も共に有り得ない」（蒲生俊文 1942：93）という。

新荘の「最も根本的なる思想は、一端採用し雇傭した者は〔中略〕決して解傭しないと云ふ一事」であり、労働者の福利増進は「経営者の義務」である点にあった（蒲生俊文 1926：3）。したがって、新荘が労使関係において従業員（職工）を「経済戦に於ける戦友」として遇する態度は、職工の「信頼」を作り出し、仕事に「没頭」する結果を産んだ（蒲生俊文 1926：5）。このS式労働管理法は工場を蒲生のいう「有機的生命活動団体」（蒲生俊文 1942：92）に変え、労使が「一丸となり融合一体」となることを可能にし（蒲生俊文 1942：95）、また、それによって「隣り工場に罷業が起つて宣伝に来た時にも、自分達は会社に反対する理由が無いと言ふて断つた」（蒲生俊文 1926：5）ような状況が生まれた。

それは同時に、蒲生の主導する安全運動が「真実の安全運動」になる条件でもあった。すなわち、彼は次のようにいう。労使の「協力の無いところに真実の安全運動は有り得ない」（蒲生俊文 1937：265）。また、この労使が融合一体となった工場団体を通して安全運動が完成（蒲生俊文 1937：348）するだけでなく、それによって「個人生活が完成」（蒲生俊文 1937：

349) することにもなるという。

蒲生は、「個の充実健全を図らずして何処に全の充実健全を期待し得ようか」（蒲生俊文 1942：95）と述べているように、個人が団体のなかに埋没してしまうような全体主義的な姿を描いていたのでは決してないが、労働者個人が「幸福なる生活を実現し得」（蒲生俊文 1937：434）るためにも工場が「有機的生命活動団体」になる必要があった。

蒲生は、新荘のS式労働管理法がこれを可能にし、それによって経営上の利潤のみならず、労働者個人の職場での安全や福利および私生活での幸福が実現することを確信していた。

蒲生が1910年代に東京電気で始めた労働者の「幸福」を追求するための活動は、やがて1917年に設立される安全第一協会を拠点に、今度は社会の人々の「幸福」を追求する活動へと向かっていった。安全第一協会は日本で最初に設立された安全運動を社会運動として推進する民間団体で、当時通信次官であった内田嘉吉（1866-1933年）が代表を務めていたが、通信省の関連団体ではない。同協会は、安全運動を社会に普及させることによって「社会ノ幸福ヲ増進」（会則第1条）することを目的（安全第一協会 1917：75）とした安全運動啓蒙団体で、内田と蒲生を中心に活動を展開していた。その成果の最も大きなものに、1919年6月に実施した安全週間がある。これは蒲生の発案によるもので（蒲生俊文 1942：7）、その後、全国安全週間に発展し、現在に至っている。

ただ安全第一協会（会頭・内田嘉吉）は財政面が脆弱で、内田をはじめとして協会の幹部や他のメンバーも全員がボランティアで活動に携わっていたため、活動の継続性と発展に限界があった。実際、安全第一協会が発行していた月刊の機関誌は2年間で実質上廃刊に追い込まれ、組織も1919年の安全週間を機に発足した中央災害防止協会（会長・内田嘉吉）との並存を経て、1921年に日本安全協会（会長・内田嘉吉）に統合されるが、活

動は徐々に停滞していった。

幸いなことに、安全第一協会にはじまるこれら3民間団体の安全運動は、すべて団体の代表を務める内田と、理論と実務の大半を担う蒲生の、いわゆる内田＝蒲生体制が維持されていた。そのため、内田が安全運動の第一線から身を引き、こうした活動が自然消滅したあとにおいても、これらの遺産を蒲生が継承し、1925年に設立された産業福利協会の中心メンバーとして安全運動を継続することができた。

産業福利協会に始まる産業福利時代への蒲生の参画は、内田が代表を務める団体の安全運動の衰退と産業福利協会の発足にともなう安全運動の新しい拠点の誕生が時期的に重なっていたことによるが、これは単なる偶然ではなく、蒲生を介して必然的に起きた流れである。そして、ここには、蒲生が東京電気を離れて、彼の生活のすべてを安全運動に投入する人生の転機も重なっていた。それを促したものは、東京電気で彼の安全運動を支援し続けた上司・新莊の突然の死（1921年3月）、東京電気で彼に協力してきた同僚たちを関東大震災で失ったこと（1923年9月）、そして、この伏線となった「ミセス、ウツド」の言葉であった。

「ウツド」という人は、蒲生によれば、「日本女工の状況視察」に米国「ニューヨーク」の「YWCA」から来日した人で、蒲生が東京電気川崎工場を案内したときに知り合ったのであるが、神戸で「再会」したとき、「日本に取つて最必要な仕事を御気付きになり乍ら何故万事を抛つて之に没頭しないのですか」といわれた言葉が、蒲生に「天の使命」、すなわち「凡ての仕事を捨てて世の嘲笑をも顧みずして専心安全運動に没頭する」ことを悟らせたという（堀口良一 2011a: 61）。そして、この言葉が彼の心に重くのしかかり、「自分の勇気の無いことを恥ぢ」（堀口良一 2011a: 61）ていた矢先の1923年9月に関東大震災で、「同僚全部の圧死に遭い、私は只一人病を以て自宅に臥床して居たので助かったことが深く心に刻み、遂に

一身を安全運動に投入した」(蒲生俊文 1959:152)と赤裸々に語っている。彼らの死を無駄にしない生き方として蒲生が「片手間の仕事」(蒲生俊文 2011a: 60)ではなく「専心安全運動に没頭」(蒲生俊文 2011a: 61)することが今や自分に課せられた使命であると決断したのである。そして、彼が安全運動に専心する場合は、産業福利協会であった。

なぜなら、理解ある上司・新莊が亡くなったことと協力的な同僚たちを失ったことで、もはや東京電気において安全運動を継続することは困難であったし、内田が代表を務める安全運動団体(安全第一協会の後継団体・日本安全協会)は、1923年9月に内田が台湾総督(故内田嘉吉氏記念事業実行委員1937)に就くなどの事情もあって、休眠状態に陥っていたからである。

蒲生は震災ののち、1923年11月30日に東京電気を依願退職し、囑託の身分で翌年3月末日まで勤めたのち、正式に退職している。当時、蒲生は妻と幼い長男を抱えていたので、生活のことを考慮すれば、生計の目処なしに「専心安全運動に没頭」することは無謀な行為であったに違いない。彼にとって、安全運動に専心できる環境を自ら整える必要に迫られていたが、それは内務官僚の河原田^{かきち}稼吉(1886-1955年)から乞われて社会局の囑託に就くことで適えられる。実際、1924年3月10日付けで内務省社会局第一部事務取扱として勤務することができた(堀口良一 2010:131)。

ただし、給与は月額100円に過ぎず、1921年9月1日時点の「年棒1850円」(堀口良一 2010:128)から計算して東京電気時代の月額150円以上と単純に比較するなら、3分の2以下に減ったことになり、1936年4月以降に協進会から月額約230円を受け取るようになるまでの12年間は、帝都復興院からの臨時収入として1923年10月から翌年2月までの約1000円(堀口良一 2010:129)や明治大学講師としての収入(収入額は不明であるが、1922年4月から複数の講座を担当していた)などを勘案しても、決して贅

沢な暮らしはできなかつたであろう。また、職位も正社員から臨時職員へ変わったことで、身分も不安定であった。このことから、彼の決断は、自らの生活を擲^{なげう}って安全運動に「専心」する覚悟を意味していた。

次節で蒲生が「専心」する舞台となった産業福利協会とその後継団体である協調会産業福利部などについて述べよう。

3 産業福利時代1924-1945年——社会局、協調会、大日本産業報国会

蒲生より2年遅く東京帝大政治学科を卒業した河原田^{かきち}稼吉は、内務省入省後は主として警保局を歩んでいたが、社会局（外局）の設置とともに1922年11月に社会局第一部長（のち労働部長に名称変更）に就き、労働行政を指導する。彼はストライキが国家に対する「不忠不義の行為」だとされていた時代に、「労働運動と云ふものと治安問題と云ふものをなるべく明確に区別をして、純粹の労働運動即ち労資間の経済問題と云ふものに就きましては無用な〔政府の〕干渉を取除いて行く」（河原田稼吉 1926：33）べきだという持論をもった進歩的官僚であった。したがって、彼は新設された社会局を舞台に、労働運動を敵視し取り締まりをおこなう警察行政（規制）によってではなく、穩健な労働運動を取り込み労働政策で誘導し緊迫した事態を未然に防ぐ社会行政（予防）によって労資協調を目指そうとしていた。そこには、「労資の協調を行ふことが出来るならば是に因つて産業の發達を来し、是に因つて国家の興隆を期する事が出来る」（河原田稼吉 1936：4）とする彼の官僚としての立場が反映されていた。

まさにそうしたときに河原田が目をつけたのが蒲生が取り組んでいる安全運動であった。蒲生は、上述したように、労使が「一丸となり融合一体」となった「有機的生命活動団体」としての工場において真の安全運動が展開されると説いていたが、逆も真であった。蒲生はいう。「安全は協力よ

り」(蒲生俊文 1937:260)であり、また「協力は安全より」(蒲生俊文 1937:265)である。つまり、安全運動を工場に導入すれば、労使が「協力」し合い、労資協調が促されることを意味した。河原田は、ここに着目したのである。

どのようにして河原田が蒲生を知ったのかは明確にできないが、安全週間に協力し参加していた池田清(蒲生俊文 1942:7)などの警視庁の関係者から蒲生の噂が警保局勤務が長かった河原田の耳に入った可能性は考えられる。いずれにせよ、河原田が蒲生に大きな関心を示すだけにとどまらず、蒲生を社会局の職員(嘱託)に抜擢したのは、何よりも河原田の構想を実現するために蒲生の経験と手腕が不可欠だったからである。

反対に、「専心安全運動に没頭」しようと望んでいた蒲生にとっても、願ってもない誘いであった。いつ誘われたかは断定できないが、社会局嘱託の辞令が1924年3月10日付けで出されているので(堀口良一2010:131)、震災後、遅くともこの日付以前ということになるが、それが東京電気の依願退職の前か後かは、わからない。ただ、「大正十三年〔1924年〕内務省社会局が安全運動に力を注がんとするの意を以て、余に参加方を慫慂された事によつて余は之と結びて社会局の背景に於て安全の指導を為す事にな〔つた〕」(蒲生俊文 1942:17)(ルビ引用者)と、蒲生が語っている記述を素直に受け取るならば、蒲生が誘われたのは1924年であり、東京電気を退職することを決断した1923年11月の後ということになる。つまり、将来の生計の保障もないまま安全運動に身を捧げる決意をしたあと、「参加方を慫慂された」ことになる。

さて、河原田が蒲生と力を合わせて労働政策を実施しようとする拠点として1925年11月に立ち上げた組織が産業福利協会であった。発足当初は社会局の外郭団体であったが、のち1929年2月に財団法人となり、さらに1936年4月から1941年3月まで協調会産業福利部として存続する。内務省

社会局が1938年に新設された厚生省に統合されたのちも一定の独立性を保って活動を続けていた。産業福利協会が社会局（とくに社会局第一部、のち労働部へ名称変更）とは別組織として作られたのは、一つには蒲生の処遇の問題があったものと思われる。社会局に呼び寄せた河原田は蒲生の2年後輩であるにもかかわらず官職では勅任官二等で部長のポストにあり、年俸5,200円（月給に換算して約433円）であるのに対し（内閣印刷局 1914：13）、蒲生は囑託に過ぎず、月給は100円で（堀口良一 2010：131）、両者に大きな格差があった。もちろん蒲生にとっては「凡ての仕事を捨てて」取り組むことになった「天の使命」であったが、そうした彼の心情を理解していたにせよ河原田は、安全運動の経験豊富な先輩であり盟友である蒲生に対し、それに相応しい処遇に努めたであろう。位階制に拘束されない別組織を社会局の外に作り、そこで蒲生に安全運動のために活動できる地位と権限を提供したいと考えたのではないだろうか。たしかに、発足当初は社会局の外郭団体であったため、産業福利協会は完全に社会局に従属し、産業福利協会の役員22名のうち蒲生は最後に位置していたが（理事の末席）、財団法人となってからは、役員9名のうち4番目の地位（常務理事）に上がり、社会局の職位では課長クラスに相当した（産業福利協会 1927：56；産業福利協会 1929：95）。さらに、協定会に移ってから間もなく、産業福利部は同部長となった蒲生の全権の下に委ねられる。もし産業福利協会ではなく社会局で活動していたならば、いつまでも末席を占めることになったであろう。河原田は官僚であるため、いずれ自分は異動するだろうことを思うと、蒲生自身の意向にかかわらず、蒲生に出来る限りの保護を与えておこうと考えたであろう。

社会局とは別組織の産業福利協会を作ったもう一つの理由は、英国の産業福利協会に倣ったことによる。すでに河原田と蒲生が社会局で活動を始めていたなか、英国ヨーク市の製菓会社ラウントリー社の経営を指揮し、

福利厚生事業の導入と充実に努めていたフィランソロピストであるシーボーム・ラウントリー（1871-1954年）が来日し、1924年11月6日に内務省社会局主催の昼食会が開かれることになった（山本通 2006：59）。ラウントリーは英国産業福利協会に「深く係わ」（山本通 2006：54）るとともに、同昼食会で労働者に対する福利厚生事業は「僱主の社会的義務 Social obligation である」（河原田稼吉 1927：9）と述べたという。このラウントリーが唱える「社会的義務」は、河原田と蒲生によって「産業福利の精神」と呼ばれ、日本において産業福利協会の発足を促ることになった。実際、産業福利協会は労働者の福利増進を図ることを主要な目的として掲げ、会則第1条に「被僱者ノ福利ノ増進ヲ図」ることが目的の一つに挙げられている（産業福利協会 1926a: 1）。

河原田は、この産業福利の精神を日本に普及させる拠点として産業福利協会を立ち上げたといえる。そして、名目上、協会の代表である会長は社会局長官岡隆一郎が就いたが、実際上は協会の理事長である河原田が協会に強い影響力を持っていた。それは、河原田が協会の生みの親であるだけでなく、協会の事務局も彼が部長を務める社会局第一部（のち労働部）に置かれ、また、長岡は河原田のあとに社会局に入ってきた新参者であり、年齢も1年の差しかないため、河原田の手腕抜きに協会は運営できなかつたし、社会局全体を統率していた長岡は産業福利協会に専念する立場にもなく、また河原田を信頼して協会の運営を委ねていたためでもある。

産業福利協会の事実上の長である河原田は、産業福利の精神などを普及させるために開いた協会主催の最初の工場災害予防及衛生講習会（1926年10月）において、「産業福利の精神」という講習課目を担当し、その内容を「産業福利の精神」というタイトルで協会の機関誌『産業福利』誌上（1927年2月）に公表している（産業福利協会は設立されてまもなくして機関紙『産業福利』を発行し、翌年から機関誌の体裁として毎月発行し続

けた)。まさに協会がその活動を本格的に始めたことを印象づけたものである。

ところが、この河原田論文と同名でかつ同内容の論文を蒲生も『産業福利』誌上(1936年5月)に発表している。字句も、ほとんど変わらないので、この2つの同名論文の執筆者が誰であるかが問題となる。筆者が分析した結果、この論文の「実質的な執筆者は蒲生である」(堀口良一 2008b: 75)ことが判明した。したがって、河原田が1926年におこなった講習課目の原稿も蒲生が準備したことになる。なお、蒲生は同講習会では「安全第一運動」という別の課目も担当していた(産業福利協会 1926b: 10)。

ここから見てくることは、産業福利協会の理念である「産業福利の精神」を練り上げた中心人物は蒲生であったことである。もちろん、河原田も付随的にそれに加わったであろう。しかし、その大半は蒲生が作り上げたものである。実際、蒲生がこの時期に発表した論文「労働管理に関する一考察」(精神社編集・発行『精神』第2巻第12号、1925年12月、9-14頁)や著書『S式労働管理法』(日東社、1926年9月)および『労働管理』(厳松堂書店、1928年4月)において同名論文「産業福利の精神」の内容と重複する点が数多く見受けられるからである。

蒲生は、1910年代の東京電気において新莊とともに実践したS式労働管理法が労働者の福利増進は「経営者の義務」(蒲生俊文 1926: 3)であるという精神によって貫かれていたことを、ラウントリーが実践する産業福利事業のなかに再発見したのである。蒲生が、のちラウントリー社のオリヴァー・シェルドン(Oliver Sheldon)が著した『労働管理の哲学』(*The Philosophy of Management*)を翻訳するなど、ラウントリー社の福利事業やラウントリーのフィランソロピーに強い関心を示した理由は、ここにある。それゆえ、1924年11月のラウントリーの講演に強い刺激を受けた蒲生は、S式労働管理法が国外でも適用可能な普遍性をもった思想と実践であるこ

とを確信したのである。労働者の福利増進を工場主や社会が受け入れるよう働きかける産業福利協会の啓蒙活動は英国のフィランソロピーの理念に強く動機づけられながら、その出発点は蒲生のS式労働管理法にあったことを確認することができる。そして、下の表に示すように、蒲生の安全運動は、その目的を福祉（「福利」あるいは「幸福」）の増進に置き、S式労働管理法を起点とする一貫した理念で支えられていた。

時期	拠点	理念	目的	中心人物
1910年代	東京電気	S式労働管理法	「福利施設」の「改善進歩」（蒲生俊文 1926：3）	新莊と蒲生
1917年以降	安全第一協会	安全第一主義	「社会ノ幸福ヲ増進」（会則第1条）	内田と蒲生
1925年以降	産業福利協会および協調会産業福利部	産業福利の精神	「被傭者ノ福利ノ増進」（会則第1条）	河原田と蒲生

この産業福利の精神は、産業福利協会が協調会産業福利部に姿を変えたあとも継承されるが、それを支えたのは蒲生であった。蒲生が協調会に移ってまもなくの1936年5月に論文「産業福利の精神」を再び、しかし今度は自分の名前で機関誌『産業福利』に発表するが、それは彼が、いまや産業福利部の実質的な統率者になったことを物語っている。

産業福利部に移って変わったのは、事務局の協調会館への移転、蒲生以外の職員の異動、予算の増額などであるが、実質的な変化はなく、機関誌も『産業福利』を維持し、活動内容も基本的に踏襲された。これは、組織の中心に蒲生がいたためである。

協調会は床次竹二郎内務大臣が主唱し、財界の重鎮であった洪沢栄一ら

が協力して設立された官製組織であったが、1936年4月1日に、「産業福利部は内務省社会局監督課長北岡寿逸氏を部長に囑託し、元産業福利協会常務理事蒲生俊文氏を副部長として」、「財団法人産業福利協会より継承したる事業と本会〔協調会〕の在来の事業の一部を併合し、工場災害の防止、労働衛生、産業福利施設、労働管理等に関し其の改善進歩を図り、当業者の諮問に応じ以て産業平和、産業協力の助長促進を期する」目的をもって、その活動を始めた（町田辰次郎 1965：77）。この産業福利部の創設を画策し実現した中心人物が河原田であり、1935年10月に協調会の実質上の長とあってよい常務理事に就いた彼は、再び蒲生を組織ごと協調会に呼び寄せたのである（堀口良一 2008a: 205-207）。

ちなみに、協調会は産業福利協会を吸収合併する以前の1921年2月に第1回労務者講習会を開き、「我等は労務者たる前に先ず人である、資本金たる前に先ず人である」をモットーに労資双方が参加する合宿を企画し、「社会一体の信念の下に人類相愛の大義に目醒め」ようと啓蒙活動をおこなった（町田辰次郎 1965：36）。この講習会は蓮沼門三（1882-1980年）が結成した修養団と深い結びつきがあった。事実、修養団の幹部であり、また協調会常務理事でもあった田沢義舗（1885-1944年）をはじめ、修養団から後藤静香、松元稻穂、北爪子誠、林平馬らが講師として参加し（蓮沼門三全集刊行会 1972：303）、講習会の手法や精神も修養団のものを真似ていた。また、修養団は協調会を主導していた床次竹二郎や渋沢栄一から支援を受けていた。

ところで、1937年3月31日には、北岡の転出にともない、蒲生が産業福利部長に昇格し、また同年4月30日に常務理事に就いて、当時の安全運動を指導する最高のポストを占めることになるが（堀口良一 2010：135-136）、蒲生の活動にさして変化はなかった。しかし、1938年7月になると、協調会の主唱——とくに河原田が熱心に唱えた——により産業報国連盟が発足

し、その本部は協調会内に置かれた。この連盟が推進する産業報国運動が盛んになるにつれ、1939年には「産業報国運動の指導権は政府の手に完全に握られ」てしまったことから、「協調会に産業報国連盟を繞つて解散論と存続論との意見の対立を生ずるに至り、協調会の創立以来の危機」に直面する（町田辰次郎 1965：103-106）。そして、1940年11月、「半官半民的な産業報国連盟を解散して政府の一員たる厚生大臣を指導者とする大日本産業報国会中央本部の成立を見るに至つた」ことを受け、「昭和十六年〔1941年〕三月三十一日には本会〔協調会〕産業福利部の廃止の結果蒲生俊文氏が常務理事を辞任し」（町田辰次郎 1965：103-107）、彼は大日本産業報国会労務局安全部長として安全運動を続けることになる（堀口良一 2010：137）。

しかし、1941年3月に産業福利部が廃止され、翌月に大日本産業報国会に統合されて、その安全部に組織替えされると、安全運動や産業福利運動は名目上のものに変質してしまう。安全週間こそ戦時中も継続されたものの、活動の要である機関誌『産業福利』の出版は目処が立たない状況にあった。横関至の研究によれば、雑誌の発行主体は産業福利研究会となり、誌面も大幅に縮小されたことがわかる（横関至 2007：33-48；横関至 2008：38-50）。

形式上は敗戦まで安全運動が続けられたことになっているが、実質的な運動は協調会産業福利部が廃止される1941年3月で戦前期安全運動は終わりを告げたといつてよい。

4 戦後1945-1966年——日本安全研究所

蒲生は敗戦を迎えたとき62歳であった。彼が敗戦をどのような想いで迎えたかは定かでないが、安全運動から、一時、身を引かざるを得なかった。

なぜなら、いわゆる公職追放となったからである。長年勤めた明治大学の講師も1947年3月をもって辞めている（堀口良一 2010:114）。戦後は、すべての職から身を引き、ゼロからのスタートであった。しかし、生活は、幸いにして空襲を免れた東京都内の自宅があり、また長男・俊仁も成人していたので、なんとか切り抜けることができた。また、GHQから公職追放を受けながらも、GHQに勤務できたことで「戦後の混乱期の生活は一応安定」（堀口良一 2011d: 67）した。

戦後も戦前と同様、「専心安全運動に没頭」する姿勢は揺るがなかった。ただ、戦前のように組織として活動することはやめ、個人で続けたのである。その拠点は自宅に置かれた「日本安全研究所」で、蒲生が個人で運営する私的なものに過ぎなかったが、講演活動や出版事業などを活発に続けていた。

他方、戦後の労働災害防止運動の組織的な展開は、組織の統合再編を経て、1953年全日本産業安全連合会（略称・全安連）、そして1964年に中央労働災害防止協会（略称・中災防）へと向かうなかで、蒲生は側面的に協力し続けたものの、組織のなかで活動することは避けていたようである。そこには、戦前の官製団体の安全運動に対する蒲生の不信感や反省もあったであろうし、戦後社会も官僚主導ではなく民間主導の安全運動を歓迎する雰囲気優勢であったことにもよると考えられる。このため、中災防の初代会長は、戦前からの安全運動の同志であった三村起一（1887-1972年）が就任して、産業界の安全運動を主導することになった。

戦後の蒲生の取り組みは組織力を背景としたものでなかったがゆえに、社会的な足跡は目立たないが、死の間際まで安全運動に身を捧げていた様子を窺い知ることができる。たとえば、1958年10月には、75歳の高齢にもかかわらず、米国全国安全大会に招かれ、産業衛生専門視察団に参加して渡米している（堀口良一 2010:116）。また、1959年4月から1964年3月31

日まで政府（総理府）の産業災害防止対策審議会（会長は三村起一らが就いていた）の委員を務めている（堀口良一 2010：100）。

こうした戦前から続く蒲生の社会活動に対し、政府は、1950年に労働大臣功労賞を、1957年に藍綬褒章を、そして1964年に勲二等瑞宝章をもって彼の功績を称えた。

しかし、1964年に地下鉄四ッ谷駅へ入る階段で足を踏み外し、入院を余儀なくされた蒲生は、その2年後、肺炎により83年5か月の生涯を閉じることになる（堀口良一 2011d: 68）。1914年に東京電気で安全運動に乗り出して以来、1964年に病床に就くまでの半世紀を安全運動に身を捧げたのである。とくに、1924年からは文字通り「専心安全運動に没頭」した人生であった。

蒲生が亡くなった1966年9月9日に正四位が贈られた。父・俊孝の正六位勲五等と比較すれば、俊文の正四位勲二等は立派である。しかし、「位階勲等など〔…〕は人間の価値の一部分をも形成する要素ではない」（蒲生俊文 1927）という彼が次のように述べる件は、父・俊孝への敬慕の念を強く感じさせる。

児嶋惟謙氏の伝を読んだところが、同氏が渡辺千秋伯と汽車を同じくして某所を通過した時其側に渡辺伯の宏大な別荘が出来かゝつて居たので児島氏が「大変立派なお家が出来ますね」と半分皮肉に云うと、渡辺伯は傲然と之に答えて「君も一つ造つたら好いではないか」と言った。その時児島氏が言下に「私は家を作る程泥棒はしません」と言うたとあつた。誠に奇矯のようであるが、私の父と一脈通ずる気分があるように思えて心ひそかに愉快を感じたことであつた。私の父は位階勲等なども高きには昇らなかつた。否昇れなかつた。私はこれを惜しいとは思わない。何となればそんなことは人間の価値の一部分をも

形成する要素ではないからである。私は独り書齋にとじこもつて父の残したこの詩集をひもときながらたとえ其れは父の詩の残された一部分に過ぎないとはいえ、玲瓏王^{れいろう}の如き父の心事と、その人格とを思い出す時に、あの厳格な風貌に面の当り接するやうな気がして思はず襟を正したのであつた。(蒲生俊文 1927) (ルビ引用者)

父を敬慕する蒲生俊文も正四位勲二等という「位階勲等」ではなく、緑十字の安全旗を通して安全運動の精神が想起されていることを喜んでいるに違いない。

おわりに

蒲生の世代は、団結、社会、連帯、協調を志向した世代である。たとえば、友愛会を結成し労働組合運動を主導した鈴木文治^{ぶんじ} (1885-1946年)、修養団を設立した連沼門三^{もんぞう} (1882-1980年)、青年団運動に取り組み修養団にも参加した内務官僚の田沢義鋪^{よしはる} (1885-1944年)、「私達の社会」という理念を掲げ社会連帯思想を鼓吹し、「社会局生みの親」(佐藤進 1982 : 411)である田子一民^{いちみん} (1881-1963年)、蒲生とともに労資協調を目指した内務官僚の河原田稼吉 (1886-1955年)、生産は社会のためにあるとして、蒲生とほぼ同時期に住友で安全運動を始めた三村起一^{きいち} (1887-1972年)らを、蒲生の世代は輩出した。

蒲生は安全第一協会に始まる安全運動を「社会的安全運動」と呼んだように、安全は工場だけでなく社会の全領域に自らの活動を広げ、個人と個人の協力に支えられて社会の横のつながりとして展開した。当時、社会主義、社会連帯、社会政策、社会事業、社会課・社会局などの言葉が造られたように、国家や個人の視点から抜け落ちてしまう社会という存在が意識

されだしたのである。そこには国家と個人を結ぶ縦糸では捉えきれない、個人と個人を結ぶ横糸の在り方が模索された時代の要請があった。安全運動は、この時代の要請に応えようとした動きであり、蒲生俊文は、まさにその先頭に立って時代を導いていったといえる。

謝辞 本稿の執筆に際し、資料の閲覧・利用・公表を許していただいた蒲生俊敬氏および聴き取りに応じていただいた山本智恵子氏に対し、心より御礼申し上げます。

文 献

- 芦野太蔵（扶桑禅者）（1930）「先生の人となり」、『安全の闘将 蒲生俊文先生』（非売品）。
- 安全第一協会編集・発行（1917）機関誌『安全第一』1(1)。
- 故内田嘉吉氏記念事業実行委員編集・発行（1937）『内田嘉吉文庫稀観書集覧』。
- 宇都宮市史編さん委員会編（1980）『宇都宮市史 近・現代編Ⅰ』宇都宮市。
- 蒲生純子（蒲生俊仁編）（1975）『たのしく美しかりし日日』（非売品）。
- 蒲生俊仁（1967）「墓誌」（草稿）。
- 蒲生俊文（1926）『S式労働管理法』日東社。
- （1927）「先人を憶ふ」（草稿）。
- （1937）『新労働管理』（産業衛生講座第1巻）保健衛生協会。
- （1942）『安全運動三十年』奨工新聞社。
- （1943）『戦時下の産業安全運動』大日本雄弁会講談社。
- （1959）「吾が安全運動の思出」，米国ナショナル・セーフティ・カウンシル（蒲生俊文訳）『産業安全ハンドブック』日本安全研究所，pp.150-157。
- 河原田稼吉（1926）『労働争議調停法』警察講習所学会。
- （1927）「産業福利の精神」、『産業福利』2(2)：1-12。
- （1936）「協調会の新方針に就いて」，協調会編集・発行『社会政策時報』187：1-5。
- 佐藤進（1982）「田子一民と山崎巖」，佐藤進編『田子一民・山崎巖集』（社会福祉古典叢書5）鳳書院。
- 産業福利協会編集・発行（1926a）『産業福利』1(1)。
- （1926b）『産業福利』1(10)。
- （1927）『産業福利』2(7)。
- （1929）『産業福利』4(4)。
- 三省堂編修所編（1993）『コンサイス日本人名事典 改訂新版』三省堂。

- 高山市編輯・発行(1981)『高山市史 上巻』(原著:1952).
- 谷元二編(1987)『昭和人名辞典 第1巻 東京篇』日本図書センター(原著:谷元二編『大衆人事録 東京篇 第十四版』帝國秘密探偵社,1942年).
- 中央労働災害防止協会編集・発行(1984)『安全衛生運動史——労働保護から快適職場への七〇年』東京芝浦電気株式会社編集・発行(1977)『東芝百年史』東京芝浦電気株式会社総合企画部社史編纂室編纂(1963)『東京芝浦電気株式会社八十五年史』東京芝浦電気株式会社.
- 東芝(n.d.)「第七代社長 新荘吉生氏略年譜」(東芝内部資料).
- 内閣印刷局編集・発行(1914)『職員録』(大正十三年七月一日現在).
- 蓮沼門三全集刊行会編(1972)『蓮沼門三全集 第十二巻』財団法人修養団.
- 彦根正三編(1884)『改正官員録』博公書院,第49冊,明治16年4月(国立国会図書館近代デジタルライブラリーで公開されている同書中の「各裁判所」の項目,191/318コマによる).
- 飛騨人物事典編纂室編(2000)『飛騨人物事典』高山市民時報社.
- 裴富吉(1997)『労働科学の歴史——暉峻義等の学問と思想』白桃書房.
- 保険六法新聞社(1977)「蒲生俊文、人と生涯」,保険六法新聞社編集・発行『週刊保険六法』1977年6月17日,607号,p.5.
- 堀口良一(2002)「蒲生俊文と安全運動」,『近畿大学法学』49(2-3):127-163.
- (2005)「工場法・安全運動・労務管理——蒲生俊文を中心にして——」,『近畿大学法学』53(2):67-102.
- (2008a)「産業福利協会について——戦前日本における労資協調と労働安全」,『社会政策学会誌』19:197-216.
- (2008b)「河原田稼吉と蒲生俊文の「産業福利の精神」について」,『近畿大学法学』56(1):37-81.
- (2010)「蒲生俊文の履歴書および辞令」,『近畿大学法学』58(1):95-139.
- (2011a)「蒲生俊文「日本に於ける我が安全運動と其哲学」他」,『近畿大学法学』58(4):51-69.
- (2011b)「蒲生俊文の墓誌」,『近畿大学法学』58(4):71-75.
- (2011c)「蒲生俊文の著作目録」,『近畿大学法学』59(1):33-61.
- (2011d)「記事「蒲生俊文、人と生涯」」,『近畿大学法学』59(1):63-69.
- 町田辰次郎編(1965)『協調会史——協調会三十年の歩み』「協調会」偕和会.
- 松尾尊発(1993)『大正時代の先行者たち』(同時代ライブラリー)岩波書店.
- 山本通(2006)「B・シーボーム・ラウントリーの日本滞在記(1924年)——ラウントリー社と森永製菓の資本提携の企画について」,神奈川大学経済学会『商経論叢』41(3-4):51-66.
- 友愛会編集・発行(1918)『労働及産業』通巻第79号,1918年3月(法政大学大原社会問題研究所・総同盟五十年史刊行委員会編『友愛会機関誌 労働及産業(7)』日本社会運動史料機関誌篇,法政大学出版局,1976年,による).

- 横関至 (2007) 「産業福利研究会による『産業福利』の発行継続」, 『協調会史料
『産業福利』復刻版』別巻, pp.33-48.
- (2008) 「蒲生俊文の「神国」観と戦時下安全運動」, 『大原社会問題研究
所雑誌』598 : 38-50.

付記 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金による研究課題「蒲生俊文の伝記
的研究—戦前期日本における安全運動の基礎的研究—」(研究代表者・堀口良
一、研究課題番号21530575、研究期間2009-2011年度、研究分野・社会学、研究
種目・基盤研究(C))の成果の一部である。